

Title	〔商法五〇〕 約束手形の振出人と公示催告の申立権 (東京地裁昭和三七年九月一四日判決)
Sub Title	
Author	高鳥, 正夫(Takatori, Masao)
Publisher	慶應義塾大学法学研究会
Publication year	1966
Jtitle	法學研究 : 法律・政治・社会 (Journal of law, politics, and sociology). Vol.39, No.4 (1966. 4) ,p.78- 83
JaLC DOI	
Abstract	
Notes	判例研究
Genre	Journal Article
URL	https://koara.lib.keio.ac.jp/xoonips/modules/xoonips/detail.php?koara_id=AN00224504-19660415-0078

慶應義塾大学学術情報リポジトリ(KOARA)に掲載されているコンテンツの著作権は、それぞれの著作者、学会または出版社/発行者に帰属し、その権利は著作権法によって保護されています。引用にあたっては、著作権法を遵守してご利用ください。

The copyrights of content available on the Keio Associated Repository of Academic resources (KOARA) belong to the respective authors, academic societies, or publishers/issuers, and these rights are protected by the Japanese Copyright Act. When quoting the content, please follow the Japanese copyright act.

判例研究

〔商法 五〇〕 約束手形の振出人と公示催告の申立権

（東京地裁昭和三十七年九月一四日判決
昭和三十六年（ワ）二四一号約束手形金請求事件）
下級民集一三卷九号一八三七頁

【判示事項】

一 約束手形を自己の意思に基づいて交付した振出人と公示催告の申立権の有無（消極）

二 除権判決を当然無効と認めた事例

【参照条文】 民事訴訟法第七七四条・第七七八条・第七八五条

【事実】 被告Y会社においては自己経営のホテル増築工事の継ぎ資金を入手する必要があつたため、専務取締役兼東京営業所長Aが昭和三十五年五月六日頃、BにY会社振出名義の約束手形七通の割引を依頼したが、容易にその割引を受けることができずBからそのうち六通の返還を受けた。その後Bの申出により、いったん返還された手形のうちの金額四九万五〇〇〇円の約束手形を再度割引のために交付したところ、Bは先に交付しておいた金額三〇万円の約束手

形と共に一向にその割引の対価をAに持参せず六月上旬に及んだ。その頃、AはBから重ねて手形割引に応じてもいいとの申出を受けたので、その申出を信用して同年六月一二日に、Y会社が作成して東

京営業所の機の引出しの中にあつた本件約束手形二通と他の約束手形一通の合計三通に、Y会社から与えられた補充権に基いて各振出日欄に昭和三十五年六月一二日と記入し、受取人欄を白地のまま翌一日に割引のためBに交付した。従つて以前に交付されていた二通と今回交付された三通の合計五通の手形が割引のためBに交付されたわけであるが、Bは割引の対価を持参せずに行方を暗ましてしまい、その所在を追及しているうちに、これら五通のうちの四通が手形の支払銀行に支払のため呈示された。その支払銀行である千葉相互銀行佐倉支店とY会社とは、昭和三十四年一月一七日から昭和三年二月二五日までは当座取引があつたが、本件約束手形の振出日である昭和三十五年六月一二日には当座取引がなかつた。

本件約束手形二通の流通の経過を見ると、Bから転々としてCが取得し、Cはこれを受取人白地のままDに譲渡した。Dは被告会社から与えられた補充権に基いて、二通の手形の受取人欄に自己の会社名を記載し、一通をBに一通をX会社にいずれも白地裏書で譲渡し

た。Eは同年七月一二日頃Xに譲渡した。そこでXは一通については(第一の手形、金額三〇万円)、被裏書人欄に自己の会社名を記載してこれを第一銀行に裏書譲渡したところ、第一銀行は千葉銀行に取立委任のため裏書譲渡し、他の一通については(第二の手形、金額五〇万円)、Xから第一銀行に、第一銀行から千葉銀行へと順次取立委任のため裏書譲渡したが、満期である昭和三五年九月一二日と同月一七日に支払場所に支払のため呈示したところ、当座取引なしという理由で支払が拒絶された。そこでXは同年九月一二日第一銀行に第一の手形については手形金額三〇万円を支払い、第一銀行は千葉銀行に対する前記取立委任裏書を抹消した上、同年九月一四日Xに対し無担保文言を付して裏書譲渡し(受戻)、更に取立委任がなされた第二の手形については、第一銀行は千葉銀行に対する取立委任裏書を抹消してXに返還したため、Xが現在本件約束手形二通を所持している。そこでXは、昭和三六年二月二日にYに対し本件訴を東京地裁に提起し、第一の手形についてはその受戻金三〇万円及び受戻日からの法定利息、第二の手形については手形金五〇万円及び満期からの法定利息の支払を請求し、右訴状副本は同年三月六日にYに送達され、Yは三月一五日に弁護士に本件の応訴を委任している。

他方、Y会社は本件各約束手形の満期の一〇数日後である昭和三五年九月二九日に佐原警察署に、同年五月上旬頃、本件約束手形二通を含む約束手形七通を東京営業所へ持参したところ同所で紛失した旨を届出て、同警察署からその届出を受けたことの証明書の交付を受けた上、同年一〇月三日に佐原簡易裁判所に右約束手形七通の公

示催告を申立て、昭和三六年五月二五日にその除権判決をえていゝる。そのため、YはXの所持する本件約束手形は無効となり右手形上の権利は消滅したから、本件約束手形を現に所持することを前提とするXの請求は理由がないとする。ただY会社訴訟代理人は本件訴訟の口頭弁論期日においてX会社訴訟代理人に対し、Y会社が本件約束手形について公示催告の申立をなし、除権判決をえていることを告知していない。

【判旨】請求認容

「除権判決制度が、公示催告手続を先行手続として、判決により、喪失手形を無効とする反面、手形喪失者をして、これにより証券の所持に代え、喪失当時有していた権利を行使し得る形式的資格を付与するものであること、及び手形に関しては、民事訴訟法第七七八条第二項の規定により、公示催告申立権者を、手形の最終の所持人に、限定している点に照し、約束手形の振出人に、右申立権があるとする点については疑なきを得ない。」

「被告会社は、約束手形の振出人に、公示催告の申立権を認める前記の学説に従うとしても、第三者に本件約束手形を交付する以前に、その占有を失つたということはできず、結局、被告会社には、佐原簡易裁判所に除権判決の申立を為す権限が無かつたと謂わなければならない。…被告会社は、Aを通じて、その頃本件約束手形が満期に、原告会社によつて、支払呈示せられたことを知っていたと推認することができる。そうすると、被告会社が、昭和三五年一〇月三日、佐原簡易裁判所になした前記公示催告申立は、約束手形の所

在不明という要件を具備していなかったとすることができる。」

そればかりでなく、Y会社が満期に本件約束手形の支払呈示を受け、その支払を拒絶してから一〇数日を経た昭和三五年九月二十九日に、佐原警察署に本件約束手形の紛失届を提出したことは甚だ技巧的なものといわざるをえない。更に、Y会社代表者または訴訟代理人が前記公示催告の申立をなした事実を、右除権判決が言渡されるまでの裁判所の口頭弁論期日に、X会社訴訟代理人すなわち目前に現われた本件約束手形の所持人に告知しなかつたことは、訴訟法上の信義誠実の原則に反し、甚しく非難すべきことといわなければならぬ。

「これを要するに、当裁判所は、以上説示の理由、換言すれば、被告会社の公告催告申立権の不存在、約束手形の所在不明という要件の欠缺、本件訴訟手続の前記各期日に於ける進行中、被告会社から、原告会社に対し、既に本件約束手形について、公示催告の申立がなされていることを信義誠実の原則に反して告知しなかつたことを理由として、前記除権判決は、民事訴訟法第七七四条第一項所定の不服の訴による取消をまつ迄もなく、当然無効と解せざるを得ない。本件除権判決が、本来一種の擬制を認めるものである限り、それが、申立権のない者によつて、違法な手段により誘致せられた以上、真実に反するときは、その効力を否定せざるを得ないのである。」

【評釈】 Xの請求を認容した判旨の結論は妥当であるが、その理由には承服できない。

判旨はYの申立てた公示催告に基く除権判決の効力について、Yには公示催告の申立権の存在しないこと、本件約束手形については所在不明という要件が欠けていることなどを理由に、本件除権判決は、民事訴訟法七七四条所定の不服の訴による取消をまつまでもなく、当然無効と解せざるをえないから、Xの所持する本件二通の手形は有効であつてYに支払義務があるとしているが、この判旨の理由づけを順次に検討してみよう。

まず、約束手形の振出人に公示催告の申立権があるかどうかという点であるが、判旨は公示催告に基く除権判決の制度が喪失手形の無効を宣言する反面、手形喪失者に証券の所持に代る形式資格を付与するものであるという基本的な仕組と、そのために民事訴訟法七七八条が申立権者を手形の最終所持人に限定していることをあげて、約束手形の振出人たるYには申立権はないとしている。けれども、この点に関する学説を見ると、約束手形の振出人が署名後交付前に手形を喪失した場合、その振出人に公示催告の申立権があるかどうかは既に問題とされているが、約束手形の振出人にも公示催告の申立権がありとするものが多数である(中田淳一「特別訴訟手続第一部・河本一郎「増補手形法」四五九頁、Statutory, Wadsworth, Wehner, Green, & Co. A. Ltd.」なお、河本「株券の除権判決」株式会社法講座七八三、七八五頁注11参照)。これに対して、振出人が署名後任意に交付した約束手形について、振出人に公示催告の申立権を認めうるかを論じたものは見当たらないが、その点が問題とならないのは、約束手形を任意に交付した振出人に申立権を認めて保護する理由がないからである(もつとて手形を取得した場合は、振出人にも公示催告の申立権が認められ、もつとて手形を譲渡するが、それはその者が手形上の権利者となつたからである)。けれども本件の場

合には、Yは本件約束手形二通を含む約束手形七通について署名後交付前に紛失したことを理由に、公示催告を申立ててきているわけであるから、署名後交付前に手形を紛失した約束手形振出人にも申立権が認められるとすれば、本件公示催告の申立は適式である。ただ、その公示催告の申立が実質を欠く場合には、既になされた除権判決の効力にいかなる影響を生ずるかという点だけが問題になるが、この点については後述する。

そこで、振出人にも公示催告の申立権を認めようとする学説の根拠を検討してみると、振出人が署名後交付前に手形を喪失した場合には、公示催告及び除権判決の制度の趣旨から考えて、振出人もかかる手形の流通を阻止するための公示催告を申立てる利益を有し、従つて申立権を有するといふのである(森田政宏・本件判批シ、振出人が署名後交付前に喪失した約束手形についても、振出人にいわゆる交付欠缺の抗弁による対抗を許さず、善意の取得者を保護する必要が認められる場合があるとすれば、確かに前述した多くの学説がいうように、このような振出人にも公示催告の申立権を認めるといふことは、十分にこれを理解できることである。それにもかかわらず、なお判官がそこまでふみ切れなかつた理由は、公示催告の申立人に証券の所持に代る形式資格を付与し、それに基づいて申立人が権利を行使することを前提として除権判決制度が組立てられており、その趣旨はたとえば申立人を証券所持人とするといふ条文(民訴七七)の上にも現われているといふ点であろうから(納谷広美判例批評ジュリ、約束手形の振出人に申立権を認める立場をとる者は、この点につい

ても更に詳細に言及する必要のあることはいふまでもない。もつとも、この点の説明を避けようとするれば、たとえば約束手形の振出人が手形に署名すればそれによつて手形上の権利を取得し、証券の交付によつてその権利を受取人に譲渡するとみる鈴木教授の学説をとるのも一つの方法である。すなわちその立場によると、振出人もいつたん手形上の権利を取得しているのだから、喪失によつてそれが他人に取得されることを妨げる利益があり、それに基づいて公示催告の申立が認められると解する余地があるからである(鈴木竹雄「手形法」一四三、二一六頁 大阪地決昭和三八・一・一四三、二一六頁 大坂地決昭和三八・一・一四三、二一六頁 民集一四卷三三九〇頁)。

右のように、この点の説明については他の説明方法もとりのであるが、元来、公示催告に基く除権判決による証券の無効宣言の制度は、単に証券所持人の利益保護のみを目的として構成されているか、また、公示催告を申立てるのは最終所持人に限るといふ前提をとる以外には考えられないかなどという点については検討の余地がある。すなわち、民事訴訟法第七編の公示催告手続に関する規制を見ても分るように、いわゆる公示催告とは不特定または不分明の相手方に対して、相手方の生存、請求または権利を裁判所に届出させるため、一定の期日までにその届出をしないと失踪の宣告を受け、または失効させられることがあるといふ趣旨の警告を付して公告される裁判上の催告であり(民訴七六四)、公示催告手続とは右の催告を発し、かつ、その中で警告した失権を除権判決によつて宣言する手続である。そしてこれを実体的に見れば、失踪宣告、登記、登録の抹消、証券の無効などを生じさせることを警告し

または除権判決することによつて、事態をそのままにしておくことから生ずる種々の混乱を回避せよとする狙いをもつものである。

そこでこの目的を実現するために、たとえば証券を喪失した場合についていえば、法律は一応証券の最終所持人を基礎として、その場合に生ずる各種の混乱の原因、たとえば他人の善意取得による権利喪失、善意弁済による権利消滅などの危険を防止すると共に、その者に証券喪失によつて失われた形式資格を回復せよとする形式をとつてゐる。けれども同様の意味において、証券義務者についても、喪失証券をそのままにしておくことから生ずる混乱を避ける必要のあることと、その混乱からの救済という点では、実は証券所持人と同様の利益を証券義務者をもつことも見逃すことができない(失除宣告の前提となる公示催告は広く利害の關係人から申立てられることを参照のこと)。たとえば、証券作成者が証券に署名した後交付前にこれを喪失したような場合には、交付欠缺の抗弁をどの程度まで主張できるかという問題を避けるために、あるいは、証券と引換に支払を済ませながらその証券を廃棄する前に喪失した場合にも、同様に、支払済の抗弁を主張しなければならぬことから生ずる混乱を防止するために、証券上の義務者が公示催告を申立てる必要のある場合も考えられる。もつとも、約束手形の振出人にこのような公示催告の申立権を認めるとしても、それだから未交付手形については常に善意の取得者に対抗しえないときめてかかる必要はなく、証券義務者の証券喪失から生ずる混乱と危険は、公示催告に基く除権判決による無効宣言という方法で解決しようと

共に、交付欠缺の抗弁対抗の問題として処理できるものは処理して差支えないし、むしろ、それによつて当事者間の関係はより妥当な解決がえられるものと考えられる。

次に判旨は、申立人が自ら手形を交付しておきながら紛失したといつて公示催告を申立てた場合、あるいは、証券の所在が判明してゐるのに除権判決がなされた場合などにおいては、民事訴訟法七七四条所定の不服の訴による取消をまつまでもなく、除権判決自体が無効であるとしてゐる。判旨が除権判決を当然無効であるとする趣旨は、右のような場合には、自ら除権判決をえても実質的には何ら事態に変更を生ずるものではないというだけの意味か、あるいは判例集の判示事項欄が摘出しているように、既になされた除権判決を当然無効と認める意味かは必ずしも明らかでない。ただ判旨の全体の論調からすると、除権判決は当然無効であるといつてゐるようにも読みとれるので、この点に関連して裁判の瑕疵という角度から問題を検討してみることとする。すなわち、裁判の成立手続に法規違反がある場合、及び、裁判の基礎となつた当事者または裁判所の訴訟行為に瑕疵があるときには裁判の瑕疵の問題を生ずるが、裁判に瑕疵があつても、上訴または再審で取消されない限りは完全に有効であるのが原則である。のみならず、除権判決の効果は喪失証券を失効させると共に、喪失者に権利行使の機会を与えるための形式資格を回復せよとするにとどまり、その者に実質的権利までを付与するものではないから、既になされた除権判決を当然に無効とする根拠は更に薄いように思われる(兼田・前掲九六頁、三ヶ月)。従つて、公示催

告の対象とされる手形の所在が明らかであつたとしても、そのことから直ちに既になされた除権判決の効力を否定するというにはならない。同様に、申立人の喪失した証券を第三者が占有することが明白であつて、両者間に証券の返還請求訴訟が係属しているとき、申立人が別に公示催告の申立をして除権判決をえたことが証明されても、除権判決の効力には影響がないのである。小川警吉「除権判決民事」(法学辭典上巻一〇二頁)

次に、証券の所在が実際には明らかであるにもかかわらず、これを不明として公示催告を申立て除権判決をえた場合、及び、証券を任意交付しておきながら喪失したと称して公示催告を申立てた場合などには、民事訴訟法七七四条二項に定める除権判決に対する不服の訴を提起できるかを検討してみよう。本件に関連して問題になるのは、民事訴訟法七七四条二項第一の「法律ニ於イテ公示催告手續ヲ許ス場合ニ非サルトキ」であるが、その意味は、現にとられた公示催告手續について抽象的、一般的にこれを認める法律上の根拠を全く欠く場合をいうのである。いいかえれば、抽象的、一般的に公示催告を許す旨の法律の規定のある限り、具体的、個別的の公示催告手續内でなされた事実認定が不当であるという場合を含まない(最高和三一、二二、三三、民集一、卷三、九九頁、東京地判昭和三一、一、二四、下級民集八、卷一、一、九九頁、名古屋高判昭和三五、九、二二、高等民集一、三、卷七、七、四二頁など)。従つて、本件判旨が問題としていふところの当該手形の所在が不明でないことは争いえないし、あるいは、申立人が証券を任意に交付したものであり喪失したものでないことを理由とする不服の訴も許されない。その意味では、本件の場合も民事訴訟法七七四条二項第一にいう不服の訴の理由とはならない。

要するに本件除権判決は有効なものであり、それによつて本件二通の約束手形は失効させられたわけであるが、除権判決前にはもちろん手形は有効であつて、その間に手形上になされた各種の行為の効力には除権判決も影響を及ぼすものではない。それ故、無効とされた手形を所持するXとしては、取得当時は有効に権利が手形上に存在していたことを証明して、Yに対して支払を請求することができる。いいかえれば、本件の問題は約束手形の振出人と所持人との間のそれであつて、所持人が有効に手形を取得している以上、その後になされた除権判決によつて所持人の形式資格が崩されれば、その回復を振出人に要求できることは明らかである。その意味では本件判旨は冗長であるのみでなく、その理由づけにも従うことはできないが、その結論については同調せざるをえない。

(高鳥 正夫)